

# 国保だより

問い合わせ

保険課 国保年金係

☎72-2101(内線322・323・325)



## 交通事故などにあつたときは必ず「第三者行為による傷病届」の手続きを

交通事故など、第三者による行為が原因でけがをした場合の医療費は、原則として加害者が過失割合に応じて全額負担するべきものですが、届出をすることで、国保の被保険者証を使用して医療を受けることができます。これにより、国保は被保険者の医療費を一時的に立て替え、あとから加害者に費用を請求することになります。

このように、国保が費用の請求を行うためには「第三者行為による傷病届」が必要となります。交通事故にあつたらすぐに警察に届け出て事故証明書をもらうと同時に、国保の窓口への届出を忘れずにしましょう。

国保への届出の前に加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませた場合、示談後は国保が使えないので、示談をする前に必ずご相談ください。

交通事故にあつたら、国保の窓口への届出も忘れずにしましょう。



## 健康保険の扶養家族

ご家族の中に、会社へ勤めている方がいる場合には、条件が満たされていれば、勤めている方の加入している健康保険に扶養家族(被扶養者)として加入することができます。

保険料は、被扶養者の人数に関係なく、勤めている方の給与(標準報酬月額)によって計算されますので、人数が増えても保険料の額に変更はありません。

### 勤務先の健康保険加入に必要な条件

- ① 3親等以内の親族であること。
- ② 収入が年間130万円未満(60歳以上又は59歳以下の障害年金受給者は年間180万円未満)であること
- ③ 後期高齢者医療制度の対象でないこと(75歳未満の方)
- ④ 勤務先の認定

条件①～③に該当すると思われる方は勤務先の健康保険担当者にご相談ください。

条件①～③に該当すると思われる方は勤務先の健康保険担当者にご相談を

